Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
37	37	33	14	11	18	29	13	23	3	1	8	8	0	0	35	0	2	2	29	3	8	0	0	0	1	1	9	2	11	21	12	4	4
静岡県	静岡市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○	○		○	外国語の案内・認定通知を作成
静岡県	浜松市	○				○		○							○				○	○										○	○		
静岡県	沼津市	○					○	○							○				○											○			
静岡県	熱海市	○				○									○				○											○			
静岡県	三島市	○			○	○		○			○	ひとり親家庭向けパンフレットに制度を記載			○				○								○	○	○	○			
静岡県	富士宮市	○	○		○	○	○	○							○				○														
静岡県	伊東市	○	○	○	○	○	○	○							○				○						○	申請書提出は希望者のみだが、制度周知のお便りは年度内に1回以上学校を通じて全世帯に配布。			○	○		○	新入学児童入学説明会や、未就学児健診時に配布。
静岡県	島田市	○	○		○	○	○	○							○				○										○				
静岡県	富士市	○			○		○	○							○				○								○	○		○	○		
静岡県	磐田市	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の案内に、就学援助制度の案内を同封して送付 児童扶養手当申請時に、就学援助制度の案内を配布			○				○										○	○	○		
静岡県	焼津市	○	○		○	○									○				○								○						
静岡県	掛川市	○	○		○	○		○			○	メール、SNS等を用いた制度案内の配信			○						○						○		○	○	○		
静岡県	藤枝市	○	○		○	○									○				○										○				
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○									○				○											○			
静岡県	袋井市	○	○		○		○	○							○				○								○				○	○	外国語の制度案内書類を配布
静岡県	下田市	○				○		○							○				○											○			
静岡県	裾野市	○			○		○	○							○				○	○									○	○			
静岡県	湖西市	○									○	就学時健康診断の案内文書に、就学援助制度を掲載			○					○											○		
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○									○				○										○				
静岡県	御前崎市	○	○	○		○									○						○									○	○		
静岡県	菊川市	○									○	就学時健康診断の通知をする際に、就学援助制度についての書類を同封する。また、学校に保護者が集まるときに学校判断で就学援助制度の通知の配布をお願いしている。			○						○								○		○		
静岡県	伊豆の国市					○	○		○						○				○											○			
静岡県	牧之原市	○		○	○	○	○	○			○	世帯状況の変化及び諸会費の支払い状況に応じて、随時学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。					○	随時申請を受け付けており、申請日分から援助。締切は設けていない。			○										○		
静岡県	東伊豆町	○				○									○				○		○												
静岡県	河津町					○									○				○													○	学校から相談があった場合、個別に内容詳細について説明を実施
静岡県	南伊豆町			○		○		○							○				○								○						
静岡県	松崎町	○	○			○		○	○						○				○											○			
静岡県	西伊豆町	○		○		○		○							○				○								○			○			
静岡県	函南町	○		○		○		○							○				○										○	○			
静岡県	清水町	○			○	○	○	○							○				○								○						
静岡県	長泉町	○				○					○	就学時健診の案内に同封して配布			○				○											○			
静岡県	小山町				○			○							○				○											○			
静岡県	吉田町	○			○	○		○							○				○											○			
静岡県	川根本町	○							○	○					○						○						○						
静岡県	森町	○				○		○							○				○												○		
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○		○	○	○	○	○			○	世帯状況の変化及び諸会費の支払い状況に応じて、随時学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。					○	随時申請を受け付けており、申請日分から援助。締切は設けていない。			○										○		
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○		○									○						○									○	○		

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																				
		＜小学校＞							＜小学校＞				＜小学校＞									＜小学校＞													＜小学校＞				
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜小学校＞（2）（1）のカの内容	ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他	＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期②申請期日③（アの場合）支給時期	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
37	37	26	7	4	0	0	0	0	26	1	0	6	0	0	0	0	0	3	10	13	0	11	5	7	16	9	0	1	0	0	7	7	0	1	2	3	0	0	0
静岡県	静岡市	○							○									○				○	○	○	○														
静岡県	浜松市	○							○											○											○	児童扶養手当証書の発送時に、就学援助制度の案内チラシおよび申請書類を同封している（対象となる年齢の児童がいる世帯のみ）							
静岡県	沼津市	○							○										○			○									○	就学時健康診断のお知らせに制度の案内を同封							
静岡県	熱海市		○								○																												
静岡県	三島市	○							○											○		○			○	○		○			○	ひとり親家庭向けパンフレットに制度を記載							
静岡県	富士宮市	○							○										○						○														
静岡県	伊東市	○							○										○												○	就学時健康診断の案内に併せて就学援助制度周知資料を市教委から送付、当日会場にも用意して対応している。							
静岡県	島田市	○							○										○					○	○	○													
静岡県	富士市	○							○										○						○														
静岡県	磐田市	○							○									○				○		○															
静岡県	焼津市	○							○										○			○	○		○														
静岡県	掛川市	○							○											○		○			○	○													
静岡県	藤枝市	○							○											○		○	○		○	○													
静岡県	御殿場市	○							○											○		○		○		○													
静岡県	袋井市	○							○									○				○	○		○														
静岡県	下田市		○							○																												
静岡県	裾野市	○							○										○			○			○														
静岡県	湖西市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内文書に、就学援助制度を掲載							
静岡県	伊豆市	○							○										○			○	○		○														
静岡県	御前崎市		○								○																												
静岡県	菊川市	○							○										○												○	就学時健康診断の通知を送付する際に、就学援助制度の書類を同封することによって周知している。							
静岡県	伊豆の国市			○																															○			
静岡県	牧之原市	○							○											○				○	○	○													
静岡県	東伊豆町			○																														○	○			
静岡県	河津町		○								○																												
静岡県	南伊豆町			○																													○	○				
静岡県	松崎町		○								○																												
静岡県	西伊豆町	○							○											○						○													
静岡県	函南町	○							○											○				○		○													
静岡県	清水町	○							○											○					○														
静岡県	長泉町	○							○										○												○	就学時健診の案内に同封して配布							
静岡県	小山町	○							○											○					○														
静岡県	吉田町	○							○											○					○														
静岡県	川根本町		○								○																												
静岡県	森町			○																															○			
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○							○											○				○	○	○													
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合		○								○																												

																												3. 家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの1つに〇							（2）（1）のキの内容
都道府県	市町村名	<中学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<中学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<中学校> ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	
37	37	28	7	2	0	0	0	0	28	1	0	6	0	0	0	0	0	4	8	16	0	1	2	1	0	0	0	15	1	18	0	0	2	1	1
静岡県	静岡市	〇							〇									〇										〇							
静岡県	浜松市	〇							〇											〇								〇							
静岡県	沼津市	〇							〇										〇														〇		
静岡県	熱海市		〇									〇																		〇					
静岡県	三島市	〇							〇											〇										〇					
静岡県	富士宮市	〇							〇										〇									〇							
静岡県	伊東市	〇							〇										〇											〇					
静岡県	島田市	〇							〇										〇											〇					
静岡県	富士市	〇							〇										〇									〇							
静岡県	磐田市	〇							〇									〇																〇	認定基準の変更はないが、解雇や休職の場合は解雇が分かる証明書や休職証明書、収入状況が大きく変更になった場合は直近3ヶ月分の給与明細書を提出してもらい、年間収入に換算して認定を判断している。
静岡県	焼津市	〇							〇										〇											〇					
静岡県	掛川市	〇							〇											〇								〇							
静岡県	藤枝市	〇							〇											〇										〇					
静岡県	御殿場市	〇							〇											〇								〇							
静岡県	袋井市	〇							〇									〇										〇							
静岡県	下田市		〇							〇																				〇					
静岡県	裾野市	〇							〇									〇												〇					
静岡県	湖西市	〇							〇											〇									〇						
静岡県	伊豆市	〇							〇											〇								〇							
静岡県	御前崎市		〇									〇																〇							
静岡県	菊川市	〇							〇										〇									〇							
静岡県	伊豆の国市	〇							〇											〇								〇							
静岡県	牧之原市	〇							〇											〇										〇					
静岡県	東伊豆町			〇																			〇	〇						〇					
静岡県	河津町		〇									〇																		〇					
静岡県	南伊豆町			〇																		〇	〇										〇		
静岡県	松崎町		〇									〇																		〇					
静岡県	西伊豆町	〇							〇											〇										〇					
静岡県	函南町	〇							〇											〇								〇							
静岡県	清水町	〇							〇											〇										〇					
静岡県	長泉町	〇							〇										〇											〇					
静岡県	小山町	〇							〇											〇										〇					
静岡県	吉田町	〇							〇											〇								〇							
静岡県	川根本町		〇									〇																		〇					
静岡県	森町	〇							〇											〇								〇							
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	〇							〇											〇										〇					
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合		〇									〇																〇							

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（3） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4） （3）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5） （3）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6） （3）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（7） 補足事項	4.（3）で ソ，タに○をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1） 令和5年4月以降、準要保護の認定 ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	（2） （1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他	（3） （2）でエとした場合のその内容	（4） （1）で「イ. 反映させない 年	月	
37	37	32	33	31	31	30	32	19	18	31	31	18	17	20	25	13	4	14	0	5	31	0	5	1	11	6	5	6	0	0	0	6	6	
静岡県	静岡市															○					1.3				○		○							10%未満
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							10%未満
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													15%未満
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													15%未満
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		災害により、当該年度において急激に生活状態が悪化したと認められる者 （3）の○及び上記記載以外で、教育委員会が必要と認める者											10%未満
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
静岡県	伊東市		○													○					1.3					○						平成25	4	15%未満
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.5													15%未満
静岡県	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3			認定基準のほか、学校長や民生委員の意見をもとに総合的に認定する。										10%未満
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○				1.5				○		○							10%未満
静岡県	焼津市	○	○															○			1.5													10%未満
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					○						平成24	12	10%未満
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													10%未満
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.8				○			○						10%未満
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.5					○						平成24	7	10%未満
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.5					○						平成24	12	5%未満
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			基本的には特別支援認定基準を用いているが、養育費等は加味して算定している。											10%未満
静岡県	湖西市															○					1.3					○						平成24	12	5%未満
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						5%未満
静岡県	菊川市																○				1.5				○		○							10%未満
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成30	10	5%未満
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.5													10%未満
静岡県	東伊豆町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				○	1.5		学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		○			○						5%未満
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.3				○			○						10%未満
静岡県	松崎町	○	○	○	○		○			○	○				○					○			国民健康保険税の減免											10%未満
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めた者		○			○						10%未満
静岡県	函南町						○							○																				5%未満
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○		○							10%未満
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													10%未満
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													5%未満
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.5													10%未満
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.5													10%未満
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						5%未満

7．令和5年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
37	37	36	1	1	9	9	9	26	26	0	1	36	1	1	8	8	8	27	27	0	1	24	19	19	3	3	3	1	1	2	10	36	23	23	12	12	12	1	1	0	3	15
静岡県	静岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	23,693								○	○	21,113								
静岡県	浜松市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	19,210								○	○	23,994								体育実技用具費は対象費目であるが実績がない費目です。
静岡県	沼津市	○						○	11,630			○			○	54,060	34,547					○	○	0							該当者なし	○	○	22,709								
静岡県	熱海市	○	○	11,223								○	○	54,060								○	○	17,067								○			○	22,690	15,492					
静岡県	三島市	○			○	11,630	10,570					○			○	54,060	54,060					○	○	0							実績なし	○	○	21,252								医療費：子供医療費助成により入院及び通院医療費無償（0～18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども） めがね購入費：1回/人・年度
静岡県	富士宮市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	27,611								
静岡県	伊東市	○						○	11,520			○						○	40,600			○	○	4,800								○	○	21,693								通学用品費は学用品費と合算して支給。学用品費は1年生11,520円、2年生以上は13,760円としている。
静岡県	島田市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,611								
静岡県	富士市	○						○	11,630			○						○	54,060			○								○		○	○	21,285								通学費：特別支援学級に在籍する児童生徒が対象 公共交通機関利用の場合は実費、自家用車の場合は1kmあたり20円 給食費：物価高騰対策による保護者軽減事業補助金の交付により、当初の単価より減額された。
静岡県	磐田市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	21,190								体育実技用具費、通学費、医療費は支給実績なし。
静岡県	焼津市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	20,052								通学費及び医療費について支給実績なし
静岡県	掛川市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	19,959								通学費は実績なしのため0円
静岡県	藤枝市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	23,753								○	○	23,137								
静岡県	御殿場市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,010								
静岡県	袋井市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	20,000	14,492					○			○	20,690	19,091					
静岡県	下田市	○			○	11,630	11,076					○			○	51,110	51,110															○			○	25,000	22,557				各学校の平均的な費用を参考にしている。	
静岡県	裾野市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,310								学校給食費（小学校）@4,900円＊11か月＝53,900円
静岡県	湖西市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	35,000								支給平均は令和5年度予算単価。医療費は支給実績なし。
静岡県	伊豆市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,147					
静岡県	御前崎市	○			○	11,630	11,630					○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,960	22,478					通学費、医療費、学校給食費の実績なし。学校給食は令和2年度から無償化。
静岡県	菊川市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	9,566					体育実技用具費及び通学費は実績なし
静岡県	伊豆の国市	○						○	11,640			○						○	51,110			○			○	42,020	0				実績なし	○			○	21,580	19,468					
静岡県	牧之原市	○			○	11,630	10,308					○			○	54,060	54,060				R4年度の途中で上限額の改定があったため、R4.3月（R3年度予算）で支給した分を含めて計算	○	○	0							実績なし	○	○	21,302								
静岡県	東伊豆町	○			○	11,630	7,593				上限額は通学用品費との合算	○						○	54,060													○	○	26,424								
静岡県	河津町	○						○	11,630			○						○	54,060			○						○	0		実績なし	○						○	22,690			
静岡県	南伊豆町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	16,557								○	○	22,306								
静岡県	松崎町	○						○	11,630			○						○	54,060											○	※1	○			○	22,690	19,422				※2	※1松崎町遠距離通学費補助金で支給。※2保護者実費を支給（上限額22,690円）。小6の3人に対して1人あたり19,422円を支給。※3保護者実費を支給（上限額1,600円）。小2～3の6人に対して1人あたり1,520円、小6の3人に対して1人あたり450円を支給（平均1,163円）。他の学年は令和4年度は実績なし。※4保護者実費を支給（上限額3,690円）。令和4年度は実績なし。※5令和4年度は給食費の補助（9～12月までは給食費納付分の全額、1～2月は値上げ分のみ）を実施したため、支給平均額が前年度に比べ少なくなっている。
静岡県	西伊豆町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	38,000								○	○	28,000								
静岡県	函南町	○			○	11,630	10,176					○			○	54,060	53,060					○	○	0							令和4年度実績なし	○	○	18,795								
静岡県	清水町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,476					
静岡県	長泉町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	27,000							支給平均額は令和5年度予算に計上した単価で記入	
静岡県	小山町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績無し	○	○	28,000								
静岡県	吉田町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	22,690					平均支給額については、令和5年度予算計上単価とした。
静岡県	川根本町	○			○	11,630	11,089					○			○	54,060	24,302					○	○	0								○			○	22,690	21,490					体育実技用具費、通学費、校外活動費（宿泊の有無共）及び医療費は支出実績なし。
静岡県	森町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	19,996					
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○			○	11,630	11,206					○			○	54,060	54,060					○	○	0							実績なし	○	○	22,690								
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合																																									組合としての対象校がない。

2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項	8. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
37	37	37	1	1	10	10	10	26	26	0	1	37	1	1	7	7	7	29	29	0	0	25	20	20	3	3	3	1	1	2	9	27	23	23	13	13	13	1	1	0	2	14	2
静岡県	静岡市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	84,411								○	○	50,678									
静岡県	浜松市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	25,236								○	○	55,119									Ⅰ.1(5)について、小学校入学前申請者のみ希望者が教育委員会に直接提出、それ以外は希望者が学校に提出します。
静岡県	沼津市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							該当者なし	○	○	54,006									
静岡県	熱海市	○	○	22,962								○	○	60,000								○	○	69,206								○			○	60,910	60,910						
静岡県	三島市	○			○	22,730	21,416					○			○	63,000	60,000					○	○	0							実績無し	○	○	64,146								医療費：子供医療費助成により入院及び通院医療費無償（0～18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども） めがね購入費：1回/人・年度	
静岡県	富士宮市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	66,043									
静岡県	伊東市	○						○	22,510			○						○	47,400			○	○	17,816								○	○	59,048								通学用品費は学用品費と合算して支給。学用品費は1年生22,510円、2年生以上は24,760円としている。	
静岡県	島田市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	53,491								校外活動費（宿泊を伴うもの）については、令和4年度実績なし。	
静岡県	富士市	○						○	22,730			○						○	60,000			○								○		○	○	59,905								通学費：特別支援学級に在籍する児童生徒が対象 公共交通機関利用の場合は実費、自家用車の場合は1kmあたり20円 給食費：物価高騰対策による保護者軽減事業補助金の交付により、当初の単価より減額された。	
静岡県	磐田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	42,950								○	○	48,105								体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は支給実績なし。	中学生スタートアップ応援事業で、中学校入学時の経済的負担を軽減している。 【事業内容】 中学校に入学予定の児童（現小学6年生）の保護者に対し、児童一人につき30,000円分の商品券を支給。 中学校入学時の制服及び体育衣料の購入に利用できる。
静岡県	焼津市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	32,100								○	○	54,594								医療費について支給実績なし	
静岡県	掛川市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	114,015								○	○	50,787									
静岡県	藤枝市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	91,601								○	○	55,259									
静岡県	御殿場市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	67,770									
静岡県	袋井市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	70,817					○			○	54,000	47,146						
静岡県	下田市	○			○	22,730	20,405					○			○	60,980	57,980															○			○	57,720	41,973						
静岡県	裾野市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	62,760								学校給食費（中学校）@5,900円＊11か月分＝64,900円	
静岡県	湖西市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	62,300								支給平均は令和5年度予算単価。医療費は支給実績なし。	
静岡県	伊豆市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						
静岡県	御前崎市	○			○	22,730	22,730					○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	48,490					通学費、校外活動費（泊を伴わない）、医療費、学校給食費は実績なし。学校給食費は令和2年度から無償化。	
静岡県	菊川市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0					○			○	60,910	44,783					医療費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、体育実技用具費及び通学費は実績なし	
静岡県	伊豆の国市	○						○	22,740			○						○	57,980			○			○	80,880	0				実績なし	○			○	57,720	57,720						
静岡県	牧之原市	○			○	22,730	22,032					○			○	60,000	60,000					○	○	4,688								○	○	52,754									
静岡県	東伊豆町	○			○	22,730	16,584				上限額は通学用品費との合算	○						○	63,000													○	○	34,248									
静岡県	河津町	○						○	22,730			○						○	63,000			○						○	0		実績なし	○						○	60,910				
静岡県	南伊豆町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	43,551								○	○	49,599									
静岡県	松崎町	○						○	22,730			○						○	63,000											○	※1	○			○	60,910	32,849				※2	※1松崎町遠距離通学費補助金で支給。※2保護者実費を支給（上限額60,910円）。中2の1人に対し、32,849円を支給。※3保護者実費を支給（上限額2,310円）。令和4年度は実績なし。※4保護者実費を支給（上限額6,210円）。令和4年度は実績なし。※5令和4年度は給食費の補助（9～12月までは給食費納付分の全額、1～2月は値上げ分のみ）を実施したため、支給平均額が前年度に比べ少なくなっている。	
静岡県	西伊豆町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	193,000								○	○	38,000									
静岡県	函南町	○			○	22,730	20,784					○			○	63,000	60,000					○	○	0							令和4年度実績なし	○	○	60,910									
静岡県	清水町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						
静岡県	長泉町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	65,000							支給平均額は令和5年度予算に計上した単価で記入		
静岡県	小山町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績無し	○	○	54,475									
静岡県	吉田町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910					平均支給額については、令和5年度予算計上単価とした。	
静岡県	川根本町	○			○	22,730	22,320					○			○	63,000	47,400					○	○	0								○			○	60,910	0					体育実技用具費、通学用品費、通学費、校外活動費（宿泊の有無共）及び医療費は支出実績なし。	
静岡県	森町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○			○	60,910	51,091						
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○			○	22,730	18,358					○			○	60,000	60,000					○	○	0							実績なし	○	○	48,620									
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○			○	22,730	22,730					○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	35,144					通学費、校外活動費（泊を伴わない）、医療費は実績なし。	